

# 長崎県精神保健福祉士協会規約

## 第1章 名称および事務局

第1条（名 称） 本会は長崎県精神保健福祉士協会と称する。

第2条（事務局） 本会に事務局を置く。

## 第2章 目的および事業

第3条（目 的） 本会の目的は、公益社団法人日本精神保健福祉士協会に準じ、会員相互の連絡と協力を図り、精神保健福祉士の専門職としての水準の向上と社会的地位の確立を目指し、長崎県内における精神保健福祉の発展に寄与することとする。

第4条（事 業） 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

1. 会員の研究の促進と資質の向上を目的とする会合の開催。
2. 機関紙その他の刊行物の発行。
3. 精神保健福祉に関する調査および協力。
4. 関係諸団体との連絡および協力。
5. 会員が本会の組織運営に関して協議する総会の開催。
6. 公益社団法人日本精神保健福祉士協会の行なう事業に協力する。
7. その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

第5条（会 員） 本会の会員は、正会員、準会員、賛助会員とする。

正会員は、日本精神保健福祉士協会の会員であり、かつ役員会が承認する者とする。

(2) 準会員は、精神保健福祉領域においてソーシャルワーク業務に携わる者、または将来精神保健福祉士を志す者で、かつ役員会が承認する者。

(3) 賛助会員は、当会の活動に賛同する個人および団体とする。なお、賛助会員には総会での決議権は無い物とする。

第6条（入会および会費） 会員の入会は役員会の承認により決定する。入会を希望する者は所定の申し込み用紙に必要な事項を記入し、細則に定める県協会会費を添えて申し込むものとする。

第7条（退会）2年以上会費を納入しない者、および会員として著しく不適格な行動のあった者は、役員会の決議により退会させることができる。その際、本人に役員会において弁明する機会を設ける。

## 第4章 役員

第8条（役員）本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 事務局長 1名
4. 理事 若干名
5. 監事 2名

第9条（選任）役員は正会員の中から選任する。

第10条（任期）役員は任期は2年とする。但し再任は妨げない。

(2) 補欠の役員は前任者の残任期間とする。

第11条（職務）会長は本会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時、または会長がかけた時その職務を代行する。

(3) 事務局長は会長が指名し、事務局を統括する。

(4) 役員は役員会を組織し、会務を執行する。

(5) 監事は本会の業務および会計の状況を監査する。監事は理事を兼務することはできない。

第12条（顧問）本会に顧問を置くことができる。顧問は会長が委嘱する。

(2) 顧問は学識経験者の中から会長がこれを委嘱し、本会の重要事項について会長の諮問に応じて意見を述べる。

(3) 顧問の任期は委嘱した会長の在任期間とする。

## 第5章 会議

第13条（総会）会長は毎年1回通常総会を招集しなければならない。

(2) 支会長が必要と認めるとき、または正会員の3分の1以上の請求があるときは総会を開くことができる。

第14条（定数）総会は正会員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。

第15条（議長）総会の議長は正会員の中から選出する。

第16条（議決）総会の議決は多数決をもってこれを決定する。

第17条（付議すべき事項）通常総会には次の事項を含まなければならない。

1. 事業の年次報告ならびに会務の審議。
2. 予算の審議と決算の承認。
3. 役員選出の年においてはその結果の報告。

第18条（仮総会および仮決議）総会が定足数に満たないときは仮総会および仮決議とする。仮決議は機関紙を通じて会員に周知し、1ヶ月以内に正会員の過半数が文書により反対を表明しない限り正式決議とする。

## 第6章 会 計

第19条（経費）本会の経費は会費、寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。

第20条（予算および決議）本会の予算は役員会の議決を経、総会の承認を得てこれを決定する。

- (2) 役員会は毎会計年度終了後決算報告を作成し、監査を経、総会の承認を得なければならない。

第21条（会計年度）本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第7章 規約の改正および解散

第22条（規約の改正および解散）本規約を改正し、又は本会を解散することについての議決は、正会員の3分の1以上又は役員会より提案

され、総会出席正会員の3分の2以上の合意により議決される。  
(2) ただし、細則の改正については、他の議案と同じ手続きによる。

## 附 則

この規約は 2001年9月15日から施行する。  
2000年5月22日改正

## 細 則

1. 規約第6条に定める年会費は次のとおりとする。

(1) 正会員	年会費 3,000 円
(2) 准会員	年会費 3,000 円
(3) 賛助会員個人	年会費 5,000 円
(4) 賛助会員団体	年会費 10,000 円
  
2. 規約第9条に定める役員の選出方法は、県内の各ブロック毎に推薦または立候補により候補者を選出し、所定の投票用紙を用いる無記名の郵便投票とし、投票日までの消印のあるものを有効とする。また、選出に係わる事務的な業務は事務局が兼務する。役員定数については別に定める。

この細則は 2001年9月15日から施行する。  
2004年6月27日改正  
2005年5月22日改正